

# 法定相続分と遺留分

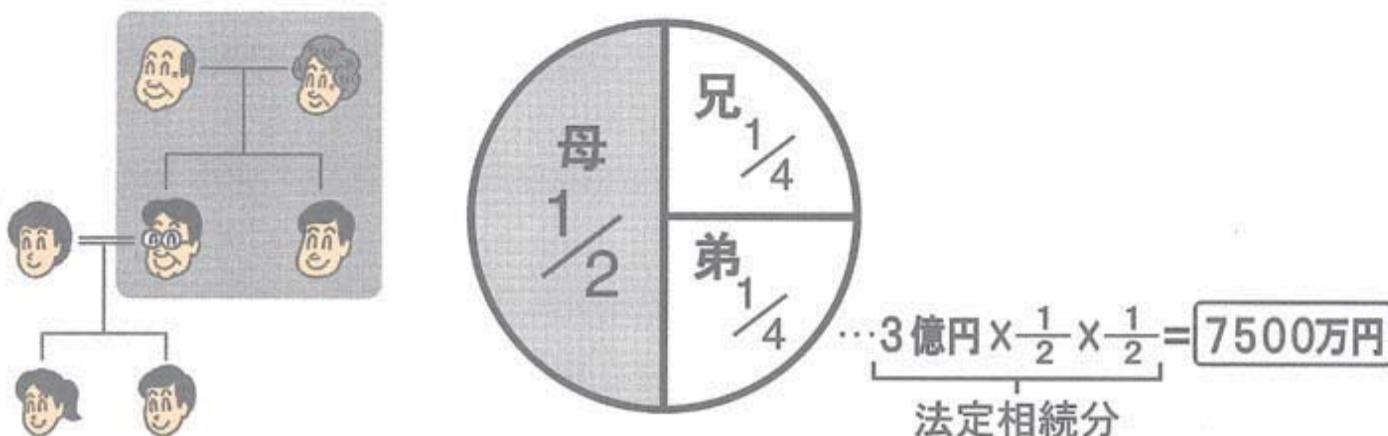
## 1. 法定相続分

相続人が複数いる場合に、民法で定めた相続分を【法定相続分】と言います。

誰が相続人になるかによっても異なりますが、本書では父母と子供2人の4人家族で話をしていますので、この場合の法定相続分は配偶者が2分の1。残りの分を子供の頭数で均分にしますので、子供2人であれば4分の1ずつということになります。

もちろん、相続人全員の話し合いがまとまれば、この法定相続分に従う必要はありませんが、争いごとがあり、家庭裁判所での調停も不調になってしまった場合、家裁はこの法定相続分を以って処理することになります。

仮に3億円の財産があれば、配偶者が1億5000万円、子供たちは各々7500万円相続する権利があることになります。

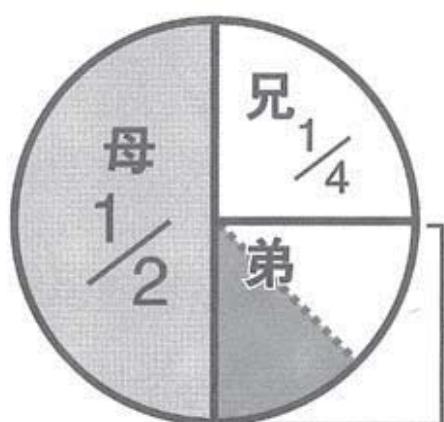


## 2. 遺留分

前頁で法定相続分の話をしましたが、遺言書がある場合はその内容が尊重されます。例えば、前頁の例で「長男に全財産遺贈する」と書かれた公正証書遺言があったらどうなるのでしょうか？

この場合、法定相続分による分割よりも、遺言が尊重されます。ただし、前例のようにすべて長男に遺贈するというような、あまりにも偏った遺言があった場合、近代民法ではその「全てを認めるのはいかがなものか」ということで、遺言で指定された長男以外の配偶者と次男に対しては、最低限の相続分の権利として「遺留分」というものを定めています。遺留分は、法定相続分の2分の1です。これを参考例の4人家族に当てはめると、配偶者は $1/2$ の半分の $1/4$ が遺留分として保護され、次男にはもともとの法定相続分 $1/4$ の半分の $1/8$ の遺留分があることになります。

下の絵ですと、どうやら配偶者は長男寄りに見えますので、一家を挙げて次男に相続させたくない理由があるのかもしれません、次男にも遺留分として $1/8$ の権利はあるということです。ただし、次男がこの権利を行使するためには、相続開始から1年以内に、もしくは侵害されていることを知ってから1年以内に、家庭裁判所に減殺請求をしなければなりません。



$$\begin{aligned} \text{法定相続分} \times \frac{1}{2} &= \text{遺留分} \\ \text{したがって} \\ 3\text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} &= 3750\text{万円} \end{aligned}$$

### 3. 養子縁組と遺留分

それでは、 $1/8$ の3750万円は、次男にどうしても渡さなければならないでしょうか？　このままなら、その通りです。ただし、下図のように、事前に養子縁組を使用すれば、かなり数字が変わってきます。

近代民法では、相続人は均分に公平にという考え方があります。これに対して、昭和22年までは、家督相続が行われていました。どちらが良いとか悪いとか一概には言えませんが、農家などではその農地を家族の頭数で分けることが好ましくなったりすることも多いようです。

例えば、次男がギャンブル潰けの借金だらけで、父の死亡を待ってすぐ土地を売却してしまうことが想定されるような場合です。こういう困った相続人に対しては、遺言書で財産を一切相続させないよう指示することができますが、それでもまだ遺留分が残ります。

このような場合、養子縁組をして、土地の切り売りを最小限に止める方法があります。長男のお嫁さんと子供2人を父の養子に入れてしまうのです。養子については65頁でも触れたように、相続税の計算に対してはその人数制限を受けますが、分割上はその人数が生きてきます。

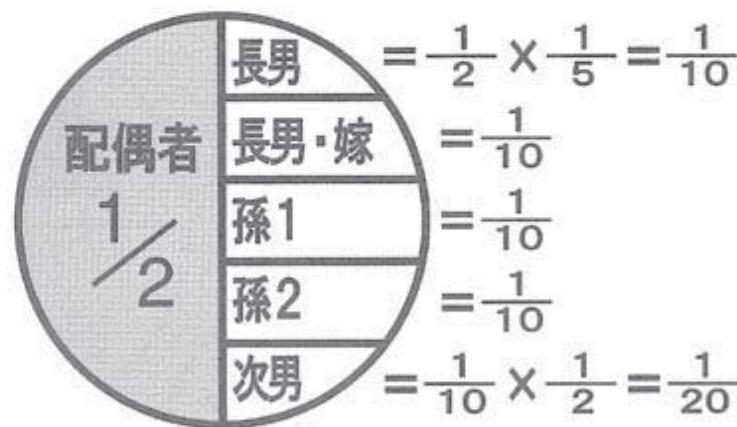
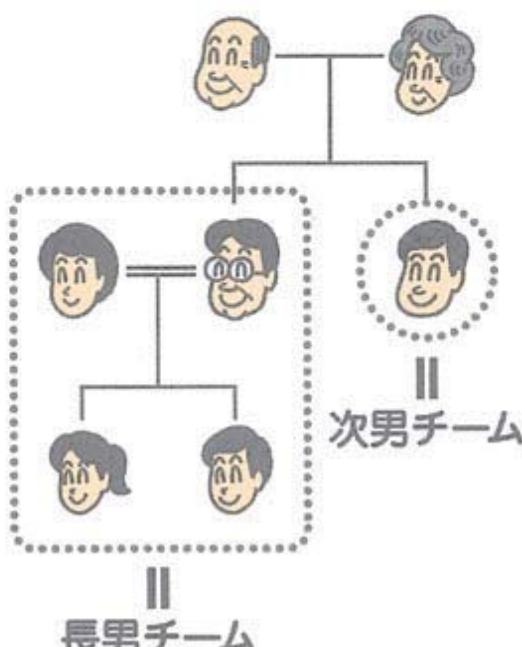
以下の（1）（2）を比較してみてください。

（1）【現状のまま】・・・財産が3億あるときの次男の遺留分3750万円

次男の法定相続分は  $1/2 \times 1/2 = 1/4$  遺留分はその半分の  $1/8$

（2）【養子を3人増やすと】・・・財産が3億あるときの次男の遺留分1500万円

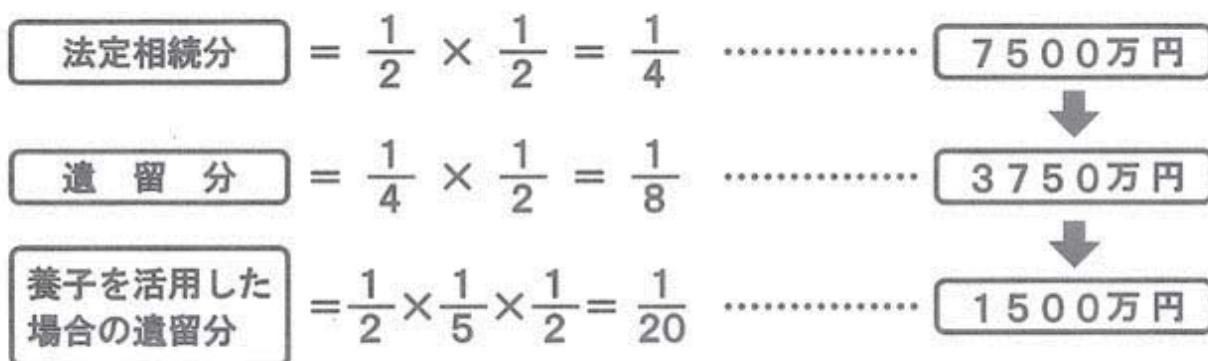
次男の法定相続分は  $1/2 \times 1/5 = 1/10$  遺留分はその半分の  $1/20$



次男の法定相続分は  $\frac{1}{10} = 3000$ 万円

遺留分は  $\frac{1}{10} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{20} = 1500$ 万円

前回の次男の取り分の変化を整理すると次のようになります。



遺言書がなければ、次男の取り分は無条件で法定相続分の7500万円になります。

財産を相続させないという遺言書があっても、それだけなら遺留分として3750万円は次男に渡ります。これに対し、遺言書にプラスして、長男チーム（嫁と子供2人）をそっくり父の養子にしてしまえば、次男の遺留分を1500万円まで下げることができます。

7500万円と1500万円では、後始末がだいぶ違うことになります。しかし、これはあくまで、遺言を残す父やその配偶者、そして長男一家が一致団結してでも、土地の切り売りを阻止したいという切実な事情を考慮しての対策です。何と言っても「最高の相続対策は子育て」、こんなことをしないで済むようにしたいものだと思います。

### たわけもの！

映画やテレビで時代劇を観ていると、お殿様が家来を「このたわけ者」と叱りつけるシーンがよく出てきます。この場合の「このたわけ者」は、「ばか者」とか「愚か者」といった意味で使われています。昔のお殿様にとって、年貢米を納めてくれる農家は、言わばお得意様です。その大切な農家が、田畠を手放して農業をやめてしまうと、せっかくのお得意様が一人減ることになります。このことから、田畠を手放す者は「田を分ける者」、つまり「田分け者」ということで、「ばか者」「愚か者」を意味するようになったと、聞いたことがあります。

真偽はともかく、妙に説得力があり、シャレとしても効いています。世の中にはうまいことを言う人がいるものです。

